

## 神学部研修生（学部聴講生）に対する奨学金の取り扱いについて（内規）

神学部研修生に対する奨学金は、次の通りとする。

なお、神学部研修生は、年度末に、西南学院大学交付の神学部研修生終了証（写）及び履修状況が判る書類を奨学金委員会に提出しなければならない。

### 1. 1種奨学金

履修単位が 20 単位以上の場合、学部神学生の授業料（2016 年度 75 万）を上限として、受講料分を交付する。

ただし、次に該当する場合は、奨学金を返納しなければならない。

(1) 大学より神学部研修生終了証が授与されない場合

全国壮年会奨学金規程第 11 条 (3) を適用し、神学部中途退学とみなし、4 年以内に全額返上しなければならない。

(2) 登録科目のうち未履修科目については、科目登録料を返納しなければならない。

### 2. 2種奨学金

神学寮に入寮し、履修単位 32 単位上の場合、学部神学生の「配偶者なし」と同額を交付する。

ただし、修得単位数が 32 単位未満の場合は、交付奨学金の半額を返納しなければならない。

付則 [2016 年 8 月 20 日]

この取り扱いは、2016 年度入学生から適用する。